

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（組織犯罪対策第一課）

一 趣旨

暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用すること等の禁止事項を定めるもの。

二 内容

(一) 暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域の拡大

次に掲げる区域を、暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に追加する。ただし、本改正条例が施行される際、次に掲げる区域内で現に運営されている暴力団事務所については、原則として適用外とする。

ア 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の敷地の周囲二百メートルの区域

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（学校、専修学校、児童福祉施設、児童相談所、公民館、図書館、博物館、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所、都市公園、その他公安委員会規則で定めるものの敷地の周囲二百メートルの区域を除く）

(二) 利益の供与等の禁止における勧告対象行為の拡大

次に掲げる行為を、勧告及び公表の対象となる禁止行為に追加する。

ア 事業者が、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をすること

イ 暴力団員が、前記利益供与を受けること

(三) 名義利用等の禁止の新設

次に掲げる行為を、勧告及び公表の対象となる禁止行為に追加する。

ア 暴力団員が、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を

利用すること

イ 暴力団員が他人の名義を利用することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させること

(四) 不動産の譲渡等をしようとする者の暴力団の活動助長等の認識に関する規定
不動産の譲渡等をしようとする者、不動産の譲渡等の代理等をする者、建設業者に、当該不動産又は当該建設工事の目的物が、暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めること等を定めた条文中から、次の文言を削除する。

ア 「当該不動産が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」

イ 「当該建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」という認識の下に」

(五) 調査方法等の追加

ア 説明又は資料の提出要求について、(一)イの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止、及び(三)の違反調査、並びに中止命令の履行確保のために実施できることとする。

イ 調査の方法に立入検査を追加し、(一)イの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止、及び青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止に関する違反調査、並びに中止命令の履行確保のために実施できることとする。

(六) 中止命令の追加

公安委員会は、前記(一)イの区域内で暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができることとする。

(七) 罰則の追加

ア 次の行為に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金とする。

- ・ (一)アの区域内で暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- ・ (六)の中止命令に違反した者

イ 次の行為に違反した者は、二十万円以下の罰金とする。

- ・ (五)イの立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者

ウ 両罰規定の追加

- ・ (七)イの罰則、及び青少年を暴力団事務所に立ち入らせる違反に対する中止命令違反の罰則（六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金）について、

その法人等にも罰金刑を科することとする。

三 施行期日

令和八年十月一日